

沖縄県議会基本条例に係る検証報告書

令和4年12月20日

沖縄県議会 議会改革推進会議

第1章 検証の概要

1 目的

沖縄県議会基本条例に係る検証（以下「本検証」という。）は、沖縄県議会基本条例（平成24年沖縄県条例第50号。以下「基本条例」という。）第28条の定めるところにより、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて所要の措置を講ずるために、基本条例の規定について検討を加えるものである。

○沖縄県議会基本条例（平成24年沖縄県条例第50号）

（条例の見直し）

第28条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 検証の実施

本検証は、議会改革推進会議（沖縄県議会会議規則（昭和47年沖縄県議会会議規則第1号）第122条で定める協議又は調整を行うための場）で実施する。

3 検証方法

- ① 本検証に当たっては、沖縄県議会基本条例に係る検証実施要領（令和3年7月14日制定。以下「実施要領」という。）を制定し、その実施方法を明記した。
- ② 本検証は、基本条例全28条を1条ずつ検証することとし、次の4段階で評価することとした。なお、評価に際しては、その内容や理由等を併せて記載することとした。

概ね達成している（8割程度）

一部達成している（5割程度）

達成できていない（3割以下）

評価対象外

- ③ 上記の検証結果を踏まえ、議会改革推進会議において協議の上、基本条例の規定の改正の必要性について最終的な決定を行った。

4 検証

本検証は、次の日程で実施した。

- ① 令和3年11月30日

議会改革推進会議において検証の対象とする条文を決定（前文、第1条、第2条を検証対象外）

- ② 令和3年11月30日から12月10日まで
議会改革推進会議委員による基本条例（第3条、第5条、第9条、第14条及び第27条）の検証
- ③ 令和3年12月17日
令和3年度第5回議会改革推進会議において各委員の検証内容を確認
- ④ 令和3年12月17日から令和4年2月10日まで
議会改革推進会議委員による基本条例（①記載の条文以外のもの）の検証
- ⑤ 令和4年2月18日
令和3年度第6回議会改革推進会議において各委員の検証内容を確認
- ⑥ 令和4年3月8日
令和3年度第7回議会改革推進会議において各委員の検証内容の確認を取りまとめた「中間報告（案）」を確認
- ⑦ 令和4年3月10日から6月2日まで
「中間報告（案）」を全議員48名に配付し、意見を募集
- ⑧ 令和4年6月17日
令和4年度第1回議会改革推進会議において募集した意見を踏まえて今後の取りまとめの方法について協議
- ⑨ 令和4年7月6日
令和4年第2回議会改革推進会議において、改正を求める会派がない第3条、第27条、第4条、第7条、第15条、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条、第25条、第26条、第28条、第6条、第11条、第12条、第13条及び第10条については、改正をしないことを決定
- ⑩ 令和4年10月5日
令和4年第3回議会改革推進会議において、1会派でも条例改正の意見がある第5条、第9条、第14条及び第19条、第8条、第16条、第24条並びに第23条について、意見聴取及びその取扱いについて協議
- ⑪ 令和4年12月5日
令和4年第4回議会改革推進会議において、沖縄県議会基本条例に係る検証報告書を決定

5 報告及び公表

実施要領の定めるところにより、本検証の結果は、議長に報告するとともに、沖縄県議会ホームページに掲載することとしている。

第2章 検証の結果

本検証の結果は、「沖縄県議会基本条例 検証評価シート」（次ページ以降に掲載）のとおりである。

沖縄県議会基本条例 検証評価シート

(議員の責務)

第3条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考え、その負託と信頼にこたえるため、広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (5) | ②一部達成している | (3) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (1) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・議員は、第4条、第5条、第6条の規定に則り、その責務・役割を果たし活動している。・新型コロナ感染症の影響で、対面での活動はやりにくい状況ではあるが、民意を県政に反映できている。・不定期にアンケートを実施しているが、達成の程度判断は評価が難しい。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・与党・中立・野党の立場はあるが、個々の議員は、広く県政の課題・地域の課題を把握し、議会活動でその解決に取り組んでいる。・事務所など活用し、県民の意見を聴き、本会議、委員会などで県政に反映させている。・本会議や委員会での審議・審査を行っている。・県民の多様な意見等は、生活相談所への来所への対応等行っている。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・議員が広く県政全般の課題及び県民の意思を的確に把握することは理想だが、難しい面がある。・選挙区や自分の得意とする課題に偏る傾向がある。・委員会制度になっているため、他の委員会に属している場合、陳情・要請が無い限り、委員会外の取組に深掘り出来ない傾向がある。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・課題を解決する取組みについて検討が必要である。（当山勝利委員長）
- ・改選時の新人議員に対しては、予算・決算委員会を分割付託するのではなく、一括付託してはどうか。（新垣光栄委員）
- ・議会で当局に伝えた意見が反映できているかを検証する仕組みが必要ではないか。（國仲昌二委員）
- ・県民の多様な意見を県政に反映させるため、地域出前講座の検討、高校出前講座の推進、委員会・会派の視察を活発化させることが必要ではないか。（上原章委員）



議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議員の活動)

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県民との意見交換等により県政に関する県民の意思を把握すること。
- (2) 県政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。
- (3) 知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価すること。
- (4) 本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等（以下「審議等」という。）を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- (5) 前各号の活動及び議会活動に関する県民への広報及び説明を行うこと。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (5) | ②一部達成している | (3) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・行政視察、議員研修など新型コロナ感染症の影響により十分な調査研究を行うことができなかった。・県民の意思の把握、県政の課題の調査研究及び本会議、委員会への出席等概ね達成されている。・(3)がすべての事務について監視と評価ができているわけではない。・各自の議員活動の中で取組んでいる。事務局の対応に感謝。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・議会報告を通して本会議、委員会などに関する報告を県民に行い、また県民との意見交換をしている。SNSでの情報発信、紙媒体なども活用している。・(3)について、与野党の色合いが強く、県民目線の評価になっていない。(4)議案提出について、フォローする職員のレベルが上がっていると感じるが、議員提出議案はまだ少ない。・各自、各会派・党で、研修会や勉強会などに参加し、自己研鑽に取り組んでいる。・各自で報告会と懇談会を行い、県民の意思を把握し、情報収集・調査を行って、議会会報を発行している。・県民との意見交換等行っている。調査活動を行い、議会審議等に生かしている。
課題問 題点	<ul style="list-style-type: none">・議員の活動については概ね達成しているが、議員としての調査等を行う場合に、圧力行為や人権侵害等いわゆるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等に留意する必要がある。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・議員の調査権限を強化すべき。資料提供の方法など執行部とのルールをつくり、迅速な対応が求められている。
- ・コロナの影響で県外視察機会が限られているが、県民からの要望や指摘について現場視察をしたり聞き取りをするなどでその都度、担当部局につなぐことはできている。
- ・議員提案条例に取り組みたいため、先だって議会事務局から「サポートチーム」の案内があったのはありがたい。今後、協業して取り組みたい。

委員意見（今後の検討事項）

- ・個人情報の保護の観点で、SNSを含めた情報発信に関するルールづくりが必要ではないか。（新垣新委員、石原朝子委員）
- ・選挙区の全世帯配布が、政務調査費の中で難しい。県民全体への広報の方法を検討すべきである。（新垣光栄委員）
- ・議員からの議案提出をもっと積極的に行うよう取り組む。（國仲昌二委員）
- ・同条例を各議員自覚すべき（大城憲幸委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(政治倫理)

第5条 議員は、県民の負託により、県政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。

委員意見（中間報告）

【評価状況】	
①概ね達成している	(5)
③達成できていない	(0)
②一部達成している	(4)
④評価対象外	(0)
評価理由	<ul style="list-style-type: none">・議場又は委員会において、憶測で質疑する等、倫理感に欠ける時がある。・使命感、倫理感を持って活動している議員がほとんどと理解している。・評価は難しいが、議場内外での発言や行動が問題視される事があり、今後の検討が必要。・議員として負託に答える努力をしてきた。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・議員は強い使命感と高い倫理観を持って活動している。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・近年ハラスメントに対する取組を求められている。・議員の質問・発言は尊重されなければならないが、根拠のない発言や品位のないやじが見受けられる。・議員の資産等の公開に関する取組だけの事務局対応だけになっている。・規律に関する取組・改善が必要・倫理を守る、品位を保持、識見を養う取組みが、「資産等の公開」のみでよいのか。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・ハラスメント、ジェンダー平等等、近年に社会問題化している課題について議会としても研修が必要
- ・パネル表示において民間人の顔写真やSNS発信を表示し、個人の顔や名前を晒すのに等しい質問を繰り返す場面がある。知事が行っている事業を問い合わせることが必要とはいえ、特定の個人の名前を議場で連呼したり、ネット中継される画像で個人名を出すことは、議員の倫理観が充分とはみなされないと考える。
- ・議会運営委員会で議論するほか、あまりにひどいケースはその場で議長からも注意すべきだし、なぜ注意しないのかずっと疑問を持っている。

委員意見（今後の検討事項）

- ・将来的には沖縄県議会倫理条例を検討しても良いのではないか。（当山勝利委員長）
- ・パワハラと受けとめられる事にも注意する記述が必要。（瀬長美佐雄委員）
- ・本会議の開催の規律や身なり等について、検討が必要。（新垣光栄委員）
- ・倫理を守る、品位を保持、識見を養う取組みが、「資産等の公開」のみでよいのか、検証が必要。（國仲昌二委員）
- ・やじや発言の品位について明記が必要ではないか。（上原章委員）
- ・同条例の改正では無く、「政治倫理に関する新たな条例」の制定を検討。（大城憲幸委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかった。

(政務活動費)

第6条 会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けるものとする。

2 政務活動費については、使途を公開し、透明性を確保しなければならない。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (8) | ②一部達成している | (0) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・議員は政務活動費を活用し、調査研究等を行っている。また、その使途については公開し、透明性を確保している。 ・事務局のチェックや取組で、適切に交付されている。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費は、領収書等を含め収支報告を公開しており透明性は高い。また政務活動費により会派議員の調査等が行われている。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所費や人件費が活動費の主費用になり、議会広報費、研修費が不足している。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・事務費および人件費は、政務活動費含まず、別途計上できないか。（新垣光栄委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議会運営の原則)

- 第7条 議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ県民に開かれた透明性の高い運営を行うものとする。
- 2 議会は、県政上の課題に的確かつ機動的に対応するため適宜開会するなど、その機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。
- 3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行われるよう努めなければならない。
- 4 委員会は、議員相互間の討議を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- ①概ね達成している (6) ②一部達成している (2)
③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・委員会における議員相互の討議、今後、更に活発に取り組みたい。・本会議及び委員会は公開されており、議会も適宜開会され、活発な議論が行われている。・議会における活発な議論の場をどう担保し、設けるのかが課題である。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・本会議、委員会とも公開が原則となっている。新型コロナ対策で適宜議会は開催されている。・県議会は、議員の発言を尊重し、透明性の高い運営が行われている。開会の日数、執行部の拘束日数が長い。・議会運営は活発な議論が展開されている。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・委員会での討議は十分に行われているかは少し疑問である。・第4項関係の議員相互の討議は不十分。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・開会日数、執行部の拘束日数が長いとは感じない。むしろ、執行部の都合に合わせて質問を「休む」議員を会派で割り当てる現状、二元代表制の姿としては不十分である。日数を1日増やして全議員の質問を担保することが望ましい。

委員意見（今後の検討事項）

- ・災害時の議会としての対応マニュアル策定が必要ではないか。（新垣新委員、石原朝子委員）
・執行部への質疑日程調整を行って、委員会で、議員相互間討議を行ってはどうか。議会日程が長いので通年議会にしてはどうか。（新垣光栄委員）
・議員相互間の討議が活用され、その機能が十分に発揮できているかの検証が必要。（國仲昌二委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）	
改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(質問等の充実)

- 第8条 議員は、会議等において、質問又は質疑(以下「質問等」という。)を行うに当たっては、第3条に規定する議員の責務を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。
- 2 議員は、前項の質問等を行うに当たっては、論点を明確にし、県民にわかりやすくするよう努めるものとする。
- 3 議員は、前項の目的を達成するため、本会議において質問等を行うに当たっては、一問一答方式その他効果的な方法により行うことができるものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- ①概ね達成している (4) ②一部達成している (4)
③達成できていない (0) ④評価対象外 (0)

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・代表質問、一般質問の区別と必要性を確認すべきでは。・他都道府県議会と比較した「定数における質問者率」は沖縄県議会の比率が圧倒的に高く質問等については充実しているものと考える。・一問一答方式の導入で、わかりやすくなった。・大型パネルや一問一答ができていない。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・本会議、代表質問で再質問を一問一答で行い、一般質問では、最初から一問一答方式をするなど、県民にわかり易い方法で質問をしている。・代表質問も2回目の質問から一問一答方式に改善され、わかりやすくなった。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・2で求める論点の明確化と、県民にわかりやすくとの点で、現状は質問項目が多いうえに一括質問も多く、県民からも議論になっていないとの厳しい意見がある。・質問の重複の問題はあるが、野党からの質問順になっているので、避けられないのではないか。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・代表質問は、一括方式で2回目の質問から一問一答方式に。一般質問は、全員一問一答に移行し、質問順位はくじ、又は輪番制にしてはどうか（新垣光栄委員）
- ・一部に質問と答弁がかみ合わず、論点が明確になっていない質問等がみられる。（國仲昌二委員）
- ・一般質問は原則一問一答にするべき（大城憲幸委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかつた。

(知事等の質問趣旨確認)

第9条 本会議における審議又は委員会における審査に必要な説明のため議長又は委員長から出席を求められた知事等は、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するとともに、意見を述べることができる。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (7) | ②一部達成している | (1) |
| ③達成できていない | (1) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・質問と答弁がかみ合わない事が多々あり、議会運営に支障をきたす事がある。・議会前の議案説明、質問や議案の質疑に対する執行部の聞き取りなど趣旨を確認し、答弁している。・知事等は必要な範囲内において確認している。・同条は議論の活性化に寄与していない。・必要な説明及び資料は入手できる。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・議論活発に議会は行われていると考えています。・議会前の議案説明、質問や議案の質疑に対する執行部の聞き取りなど趣旨を確認し、答弁している。・必要な資料は求めている。
課題点	<ul style="list-style-type: none">・同条は議論の活性化に寄与していない。・毎回活発な質問等を行っているが、同様な内容に質問が集中し、似たような答弁が続くことがある。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・代表質問、一般質問で重複する質問において同じ答弁が繰り返されるのは、限られた質問時間を無駄に費やしている。通告を出したものの趣旨が同じ質問については、議員から取り下げた上で、通告と答弁内容を議事録に残すような工夫ができないか。
- ・国会の質問主意書のような形式で質疑があってもよい。件数が増える問題があるだろうが、提出件数を「一人当たり」「閉会中当たり」などで決めればコントロールできるのではないか。

委員意見（今後の検討事項）

- ・質問の重複が最小限になる取組が必要ではないか（難しいと思うが）。（上原章委員）
- ・執行部の反問を認め、県民が興味の湧く分かり易い議論の場を目指す。（大城憲幸委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかつた。

(県民参加の推進)

- 第10条** 議会は、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。
- (1) 県民意思を的確に把握し、審査に反映させるため、委員会における公聴会及び参考人の制度を積極的に活用すること。
- (2) 請願、陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、必要と認める場合は、県民の意見を聞く機会を設けるなど、誠実に処理すること。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (5) | ②一部達成している | (3) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	・参考人からの意見聴取は行われている。公聴会開催はない。 ・各委員会が地域へ出向き県民と意見交換を行っている? ・(第1項及び第2項に定める制度及び機会等を)もっと活用すべき。
取組状況	・各委員会において陳情者から意見を適宜聴取している。また現地視察なども行き課題把握に努めている。 ・陳情・請願の取り扱いが素晴らしい反面、継続審査の取り扱い件数が多すぎる。
課題問題点	

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

・県議会での請願・陳情の位置付けや扱いの違いがよく分からぬ。形式的には紹介議員がいる請願は議長の確認を経ず委員会に付託されるが、付託された委員会で優先して議論されるようには見受けられない（議員任せ。紹介議員の「努力」頼み？）。県民から「請願・陳情どちらで提出したらいいか」との問い合わせがあるときに回答に困るのが現状。市町村議会ごとに請願・陳情の運用も異なり、県議会でも会派・議員間で見解の共有が必要と感じる。

委員意見（今後の検討事項）

- ・議会ホームページにアクセスしてもらう機会として例えばユーチューバー等検討。（瀬長美佐雄委員）
- ・継続審査事項の検討を行って上で、検証事項を設けてはどうか。（新垣光栄委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議会の説明責任)

第11条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たすものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (7) | ②一部達成している | (0) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (1) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議及び委員会のインターネット配信による情報発信。また、議員は「議会報告書」の発行により説明責任を果たしている。
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会と動画配信しており、また議事録もネット等で閲覧できるなど必要な情報は公開されている。 ・議会等の公開等、広報及び広聴が行われており議会の説明責任を果たされている。 ・会派としては、毎定例会後、団だよりを発行し、個人として活動報告が行われている。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要な情報を公表」「議会活動を広く国民に公開」「県民に対する説明責任」は第2条第3項と重ならないか？ ・県民への周知、県議会へ関心を持ってもらうための工夫が必要。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・SNS等の発信に力を入れてほしい。
- ・県民にとって身近な県議会を目指したい。

委員意見（今後の検討事項）

- ・議会報告会の実施。出前講座、議会報告会等を委員会別で行うか。選挙区別で行なうか検討する。（新垣光栄委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(会議等の公開等)

- 第12条** 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議員の議案等に対する賛否を速やかに公表するものとする。
- 2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。
- 3 議会は、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の定めるところにより公文書の開示等を行うほか、会議等の記録を広く県民が閲覧できるようにするなど、議会活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (8) | ②一部達成している | (0) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	・本会議及び委員会のインターネット配信による情報発信。また、本会議及び委員会のマスコミ取材許可の拡充。
取組状況	・会議等の内容は、県民に公開されている。
課題問題点	・聴覚障害者に限らず、発言者の声が聞こえづらいとのご意見が寄せられている。改善が必要では。 ・県民にわかり易く情報を伝える工夫は必要かもしれない。 ・聴覚障がい者に対する環境整備拡充として発言の文字化システム導入検討

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・議案に対する議員の賛否を公表するための工夫（モニターの活用等）が必要。磁気ループの導入や傍聴席の音が聞こえづらい（新垣光栄委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(広報及び広聴)

第13条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

2 議長は、議会を代表して、定例記者会見等の方法により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努めるものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (4) | ②一部達成している | (4) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・議会ホームページやインターネットによる議会中継など積極的な広報活動。他方、報告会等が開催されず広報活動が不足。議長の定例記者会見は開催されていない<small>(注)</small>。・コロナ禍ではあるが、多様な広報媒体の活用や、積極的な取組みは不足。
取組状況	
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・議会報告会が開かれていない。・報告会が少ない。

(注) 議長ティータイムの名称で、定例会ごとに報道機関との懇談の場を設けている。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・SNS等の発信に力を入れてほしい。
- ・県民にとって身近な県議会を目指したい。

委員意見（今後の検討事項）

- ・議会報告会を実施すること。議会に関心を持っていただく工夫が必要（新垣光栄委員）
- ・広聴活動の開催の検討。議長の定例記者会見の検討（國仲昌二委員）
- ・報告会を積極的に行う（上原章委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(知事等との関係)

第14条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事等の権能との違いを認識し、かつ、知事等の役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に發揮し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならない。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①概ね達成している (3) | ②一部達成している (3) |
| ③達成できていない (1) | ④評価対象外 (2) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・理念的規定であり、議会の具体的な活動実態に基づいた評価になじまない。・議会と知事等とは、対等と緊張ある関係は保たれている。当然として県民福祉向上と県勢発展に向けて両者は活動している。・与野党に分かれた発言や判断が多い。・知事と議会の関係を定める規定を評価一判断難しい。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・議会と知事等とは、対等と緊張ある関係は保たれている。当然として県民福祉向上と県勢発展に向けて両者は活動している。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・質問が政局に偏り「知事等の役割を尊重する」態度から逸脱する場合がある。・県執行部では、様々な計画、基本構想を策定しているが、議会の決議事項となっていない。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・地方自治法第96条第2項で、基本構想等を議会の議決すべき事件に定めること（新垣光栄委員）
- ・厳密に二元代表制というのであれば「知事を支える立場」との発言や「与党・野党」との呼び方は控えるべきではないか。（國仲昌二委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(監視及び評価)

第15条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (5) | ②一部達成している | (3) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・知事等の事務執行については質問等で質すなど「監視」は行われているが、その効果及び成果についての評価がおこなわれているかは疑問。・全事務事業に対して監視・評価出来ているわけではない。・第4条第3項の評価と同じ（与野党の色合いが強く、県民目線の評価になっていない。）
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・本会議での代表・一般質問、予算、決算を各常任委員会に分けて審議するなど、監視し、評価しているところではあるが、全事務事業に対して出来ているわけではない。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・予算、決算等の議案の審議及び審査を委員会に付託して行われているが、政策評価報告書を見ているが、各事業別の進捗状況等が分かりにくい。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・議会での質問は、事務執行率やその額、プロセス確認など「事実確認」の内容が多く、その先の評価まで議論が深まりにくいことが多い。議員の調査・質問スキルの向上が問われていると考える。

委員意見（今後の検討事項）

- ・全事務事業に対して議会が監視し、評価する方法（当山勝利委員長）
- ・委員会審議になっているので、委員会別成果報告書の工夫が必要（新垣光栄委員）
- ・知事等の事務執行について、事前評価及び事後評価をどのように行うのか（予算・決算資料のみができるのか）検証が必要。（國仲昌二委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(政策立案、政策提言等)

第16条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。

2 議会は、県の出資等に係る法人の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるとときは、知事等に対し、その議決により意見を述べることができる。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (3) | ②一部達成している | (5) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・議員提案による条例の制定、議案の修正等は積極的に行われているとは言えない。・第一項に記述されている事以外にも知事等へ政策提言を行っている。第二項に関してはできていないのではないか？・第4条第4項と同じ（議案提出について、フォローする職員のレベルが上がっていると感じるが、議員提出議案はまだ少ない）。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・決議等は都度行っているが、条例の制定に関しては必要に応じて制定されているものの多くはない。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・県の出資等に係る法人の経営状況及び実態が把握できていない。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・県の出資等に係る法人の決算報告書および総会資料の提出を義務づけてはどうか（新垣光栄委員）
- ・議員提案による条例の制定、議案の修正等は積極的に行う必要がある。（國仲昌二委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかった。

(資料の提出等の要求)

第17条 議会は、議案等の審議等の充実を図るため、必要に応じ、知事等に対し、当該審議等に関する事項について、資料の提出及び説明を求めることができる。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (8) | ②一部達成している | (0) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・議会や委員会は積極的に執行部に対し資料提出を要求し、それに対し執行部は迅速に対応している。・取組状況に同じ（資料の提出や説明は求めに応じて受けているし、事前の説明も実施していただいている。）
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・資料の提出や説明は求めに応じて受けているし、事前の説明も実施していただいている。・資料の提出要求に対しては迅速に対応しており、特に問題はない。・資料の提供は行われている。
課題問題点	

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・議員の調査権限を強化すべき。資料提供の方法など、執行部とのルールをつくり、迅速な対応が求められている。

委員意見（今後の検討事項）

特になし

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議会活動の尊重)

第18条 知事等は、予算の調製又は県政に係る重要な政策等の策定若しくは変更に当たっては、議会からの政策提言等の趣旨を尊重し、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するものとする。

2 知事等は、会派及び議員からの議会活動に必要な資料及び説明の要求については、誠実に対応するものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (8) | ②一部達成している | (0) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	・知事等は議会の決議等の趣旨は尊重している。また会派及び議員からの資料要求についても誠実に対応している。 ・取組状況のとおり。
取組状況	・第一項に関してはされているものと理解している。第2項に関しては、ご対応いただいている。 ・資料の提出要求に対しては迅速に対応しており、特に問題はない。
課題問題点	・各種計画策定の進捗状況が把握できていないため、政策提言の議論ができるない。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・各種計画の策定において、説明等の工夫が欲しい（新垣光栄委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議会の機能強化)

第19条 議会は、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び提言に関する機能について、会議等における審議等の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (7) | ②一部達成している | (1) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	・各議員は、議会の持つ機能について、その強化に努めている。
取組状況	
課題問題点	・第15条（監視及び評価）、第16条（政策立案、政策提言）、第20条（予算及び決算審査の充実）と重なっていないか疑問。 ・様々な機能強化が図られているが、政策立案の過程である計画書策定においての権能がない。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・自治法96条2項の規定
議会が議決を必要とすべき事項に代わるものとして、各所管の委員会に、各種計画策定の進捗状況報告を義務づけてはどうか。（新垣光栄委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかった。

(予算及び決算審査の充実)

第20条 議会は、予算及び決算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (6) | ②一部達成している | (2) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	・予算・決算特別委員会を設置して審査している。ただし、決算審査が翌年度の予算編成に反映されているか疑問。
取組状況	・予算及び決算においては、各常任委員会で担当部局の審査をしている為、予算と決算の連続的に、かつ深く審議できている。 ・委員会付託で、予算及び決算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施視されているが、予算決算資料説明書をわかりやすくまとめる工夫が必要
課題問題点	

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・わかりやすい説明資料の工夫検討（新垣光栄委員）
- ・決算審査が翌年度の予算編成に反映されるよう取り組む。（國仲昌二委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(制度の活用)

第21条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定による県の事務に関する調査の権限、同法第100条の2の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等同法に規定するその他の議会の権限に関する制度を活用するものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (5) | ②一部達成している | (3) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・100条委員会設置は過去3件ある。・100条の2（専門的な事項に係る調査）は活用されていない。・百条委員会は必要に応じて開催されているが、学識経験者等による調査はできていない。
取組状況	
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・地方自治法第100条の2にもとづいて実施されたことは無い為、この件に 関し調査研究が必要である。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・100条の2（専門的な事項に係る調査）の活用を検討すべきではないか。（國仲昌二委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議会改革の推進)

第22条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に不断に取り組むものとする。

2 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (7) | ②一部達成している | (1) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・継続的に議会改革を推進している。・議会改革推進会議が設置されている。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・議会改選後、各議員から意見をいただき、議会改革を行っている。他都道府県議会等の議会改革も調査すべきではないか。・議会改革推進会議の運営で改革の作業が行われている。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・議会改革推進会議を設置して取り組んでいるが、時代がパラダイムシフトしている中についていけなくなっている。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・時代のふさわしい役割とは何か、検証しては（新垣光栄委員）
- ・議会改革推進会議の役割を明確にする必要があるので（國仲昌二委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議員の定数及び選挙区)

第23条 議会は、議員の定数及び選挙区について、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (5) | ②一部達成している | (0) |
| ③達成できていない | (1) | ④評価対象外 | (2) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・適正な定数について常に考える必要がある。・11期で議論し「那覇市と南部離島の選挙区」「与那原町、南風原町、八重瀬町、南城市的選挙区」の見直しを行っている。・協議は行っているが、議員のみでは結論が出ない。県民や有識者も交えて議員の都合に囚われない議論の場で方向性を出すべき。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・県内市町村が議員定数を削減しながら住民生活を守っている状況で、県議会は聖域ではない。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・人口比など、調査、分析が必要。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・県民の意思を県政に十分反映することができるよう、適宜、適切な見直しを行うものとするが、県民の意識とは何か調査すべきではないか。県民の意識に、誤解があれば改善するのが議会改革ではないか。（新垣光栄委員）
- ・議員の定数及び選挙区は適宜見直しを行う。（國仲昌二委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかった。

(米軍基地に起因する諸問題への対応)

第24条 議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守るため、米軍基地（沖縄県の区域内において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊が同条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域をいう。以下同じ。）に起因する諸問題の解決促進に取り組むものとする。

2 議会は、米軍基地に起因する事件又は事故若しくは環境問題が発生した場合その他必要があると認める場合は、実態把握及び原因究明のため、立入調査を求めるものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (4) | ②一部達成している | (3) |
| ③達成できていない | (1) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・米軍基地関係特別委員会を設置し、発生する諸問題に対し、事件・事故の調査、意見書・決議の発議、政府等関係機関への要請を行っている。・議会としてやるべき事はやっている。しかし、立入調査ができない、諸問題の解決にはいたっていない。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・基地があるがゆえに起こる事案に対し、議会として積極的に対応している。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・諸問題の解決になっていない。また、立入調査ができない。・米軍基地に起因する諸問題の解決促進又は実態把握及び原因究明のため、立入調査を求めることが、実現できていない。・米軍関係の事故、事件の多さに、機敏な対応が求められる。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・米軍基地への立ち入り調査ができない。県議会が米軍基地内の立ち入り調査権を持ち、県土運用に責任を持つ体制づくりが必要。

委員意見（今後の検討事項）

- ・条例制定を含めて、検討してはどうか。
(新垣光栄委員)

議会改革推進会議の決定（令和4年12月5日）

改正の要否	理由
不要	改正の必要について意見の一致を見なかった。

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (5) | ②一部達成している | (3) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (0) |

評価理由	・議会は議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めているか？また、議会は知事と対等に機能を発揮するために人材育成を図るなど職員体制を充実させているか？
取組状況	・議会事務局は目的ごとに各課各班に分かれ組織的に運用されており、議員の調査のリクエストにも応じている。 ・議会事務局の対応は、素晴らしいものがあり感謝している。
課題問題点	・人材育成等について強化すべき。 ・事務局の活用が少ない。 ・議会事務局の役割・機能を、議員と共通認識とする取り組みが求められる。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- ・SNS等の発信に力を入れてほしい。
- ・県民にとって身近な県議会を目指したい。
- ・議会事務局に、事務業務とは別の政策専門職員がほしい。地元、県民からの請願・陳情、生活相談などで県政策の問題点を指摘したり政策提案したりすることもできるが、それだけでは県政の全体像がつかみにくいくことにもつながる。
- ・特に米軍基地問題は英語資料、場合によっては中国語なども必要になる。政務調査費で通訳・翻訳費用でまかなうことも可能だが、議会事務局に専門の職員（チーム）を配置することで、職員の専門性向上につながると考える。
- ・「議員提出条例」サポートが議員政策提案の一歩になるよう活用したい。

委員意見（今後の検討事項）

- ・議会事務局の機能の強化、人材育成等について、更に強化すべきであり、民間企業にも派遣研修を行ってはどうか。（新垣光栄委員）
- ・議会事務局の機能強化にむけた組織体制の整備を検討する。（國仲昌二委員）
- ・事務局の活用を高める。（上原章委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）	
改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理する

とともに、その機能の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①概ね達成している (2) | ②一部達成している (4) |
| ③達成できていない (2) | ④評価対象外 (0) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">「図書館だより」などをタブレットで通知するなど図書館の活用を促進している。議員の図書館活用が少ないのである。地元紙、全国紙、蔵書など適宜収集しているところではあるが、検索が議会HPにないなど利用しにくい。第2項にある調査研究のため図書室の積極的利用がされていない。
取組状況	
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">地元紙2紙は過去にさかのぼって検索できるが、全国紙はできないなど、議会図書室としての機能強化が必要である。議会図書室の実態が分からず、活用方法がわからない。議会図書室利用が少ない。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

- 定期購読するとキリがない専門誌があるのは助かっている。
- 種苗条例、ヘイトスピーチなど、県が取り組む分野の図書購入も議員活動の役に立っている。

委員意見（今後の検討事項）

- 実態、活用方法がわからず、存続検討にされるので、情報交換をしてはどうか。（新垣光栄委員）
- 議員は積極的に図書館を活用する。オンラインで図書館を活用できないか。（國仲昌二委員）
- 図書室の利用率を高める（上原章委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(他の条例等との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

2 委員会、政治倫理、政務活動費、議会の議決に付すべき事件、定例会、議員定数、議会図書室等については、別に条例で定める。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (5) | ②一部達成している | (2) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (2) |

評価理由	<ul style="list-style-type: none">・議会基本条例は尊重されている。・本条例が基本となり、他条例との整合性は図られている。・今回の見直し、評価に取り組んでいる事を、どう評価するのか難しい。
取組状況	<ul style="list-style-type: none">・本条例が基本となり、他条例との整合性は図られている。
課題問題点	<ul style="list-style-type: none">・他の条例等との関係を完全に理解できていない。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・改選時に条例等に関する研修会を実施すべきである。（新垣光栄委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

(条例の見直し)

第28条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

委員意見（中間報告）

【評価状況】

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|-----|
| ①概ね達成している | (5) | ②一部達成している | (2) |
| ③達成できていない | (0) | ④評価対象外 | (1) |

評価理由	・条例の見直しに向けた検証を行っている。
取組状況	・今、この作業の最中である。
課題問題点	・同じような条項が多い。

中間報告への意見（～令和4年6月2日）

特になし

委員意見（今後の検討事項）

- ・簡素化できないか。検討が必要（新垣光栄委員）

議会改革推進会議の決定（令和4年7月6日）

改正の要否	理由
不要	見直しの結果、改正を求める会派はなく、改正する必要はないことで意見の一致を見た。

参考資料

○沖縄県議会基本条例（平成 24 年沖縄県条例第 50 号）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議員（第3条—第6条）

第3章 議会運営（第7条—第9条）

第4章 県民と議会との関係（第10条—第13条）

第5章 知事等と議会との関係（第14条—第18条）

第6章 議会の機能強化（第19条—第24条）

第7章 議会事務局の充実（第25条・第26条）

第8章 補則（第27条・第28条）

附 則

本県は、明治 12 年（1879 年）に琉球藩の廃止により沖縄県が設置され、明治 42 年（1909 年）6 月には沖縄県会が初めて開設された。その後、さきの大戦による慘禍を初め、戦後 27 年間米国の施政権下に置かれるなど幾多の歴史の変遷を経てきた。

県民を代表する我が議会は、先人らの深い郷土愛、英知と努力により、県民とともに苦難の歴史を乗り越え、再び戦争の惨禍が繰り返されることがないよう恒久平和の実現を目指し、現在に至っている。

中でも、昭和 27 年（1952 年）4 月、琉球政府の設立とあわせて発足した立法院は、米国軍政下の布告、布令等という厳しい制約にありながら、唯一住民を代表する機関としての役割を果たし、復帰までの 20 年間その権能を発揮して住民福祉向上のための立法、住民の権利獲得のための決議等を精力的に行ったことを、我々議会人は忘れてはならない。復帰後、新生沖縄県議会は、日本国憲法及び地方自治法に基づく議事機関として新たな一步を踏み出し、立法院からの伝統である自由闊達な議論の尊重など、県民を代表する県議会としての役割を果たしているところである。

ところで、時代は地方分権改革のさなかにあって、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しており、ともに県民の直接選挙により選出された知事と議会が対等で切磋琢磨の関係にある二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割と責務はこれまで以上に増大している。

このような中、議会の基本理念、議員の責務、県民視点からの議会改革の推進等を明らかにするとともに、知事等執行機関との関係を新たに構築し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に尽力することが求められている。

ここに、我々沖縄県議会議員は、自らの権能と責務の重さを深く自覚し、県民の負託と信頼に全力でこたえることを決意し、議会の基本となる条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、沖縄県議会（以下「議会」という。）の基本理念、沖縄県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び活動原則、議会運営の原則等を定め、議会及び議員の役割を明らかにするとともに、県民と議会との関係、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）と議会との関係等、議会に関する基本的事項を定めることによ

り、議会がその機能を高め、県民の負託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、その役割を適切に果たすことができるよう、議会の自主性及び自立性を高め、県民を代表する機関として、その権能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立に取り組むものとする。

- 2 議会は、市町村を包括する広域の自治体の議決機関として、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に適切に反映させるものとする。
- 3 議会は、議会活動（議会の権能を遂行する活動をいう。以下同じ。）に関する情報公開を推進し、議会の意思決定過程の透明性の向上を図るとともに、県民に開かれた議会運営を行うことにより、議会活動について県民に説明する責務を全うするものとする。

第2章 議員

(議員の責務)

第3条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考え、その負託と信頼にこたえるため、広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を有する。

(議員の活動)

第4条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 県民との意見交換等により県政に関する県民の意思を把握すること。
- (2) 県政の課題及び施策に関する情報収集、調査研究及び提言を行うこと。
- (3) 知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを常に監視するとともに、これが成果をあげたかどうかを評価すること。
- (4) 本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席し、審議、審査等（以下「審議等」という。）を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- (5) 前各号の活動及び議会活動に関する県民への広報及び説明を行うこと。

(政治倫理)

第5条 議員は、県民の負託により、県政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。

(政務活動費)

第6条 会派及び議員は、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けるものとする。

- 2 政務活動費については、使途を公開し、透明性を確保しなければならない。

第3章 議会運営

(議会運営の原則)

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、公正かつ県民に開かれた透明性の高い運営を行うものとする。

- 2 議会は、県政上の課題に的確かつ機動的に対応するため適宜開会するなど、その機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。
- 3 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行われるよう努めなければならない。

4 委員会は、議員相互間の討議を活用し、その機能を十分に発揮するよう努めなければならない。

(質問等の充実)

第8条 議員は、会議等において、質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、第3条に規定する議員の責務を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。

2 議員は、前項の質問等を行うに当たっては、論点を明確にし、県民にわかりやすくするよう努めるものとする。

3 議員は、前項の目的を達成するため、本会議において質問等を行うに当たっては、一問一答方式その他効果的な方法により行うことができるものとする。

(知事等の質問趣旨確認)

第9条 本会議における審議又は委員会における審査に必要な説明のため議長又は委員長から出席を求められた知事等は、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するとともに、意見を述べることができる。

第4章 県民と議会との関係

(県民参加の推進)

第10条 議会は、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

(1) 県民意思を的確に把握し、審査に反映させるため、委員会における公聴会及び参考人の制度を積極的に活用すること。

(2) 請願、陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、必要と認める場合は、県民の意見を聴く機会を設けるなど、誠実に処理すること。

(議会の説明責任)

第11条 議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たすものとする。

(会議等の公開等)

第12条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議員の議案等に対する賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の定めるところにより公文書の開示等を行うほか、会議等の記録を広く県民が閲覧できるようにするなど、議会活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(広報及び広聴)

第13条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

2 議長は、議会を代表して、定例記者会見等の方法により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努めるものとする。

第5章 知事等と議会との関係

(知事等との関係)

第 14 条 議会は、二元代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事等の権能との違いを認識し、かつ、知事等の役割を尊重しつつ、対等で緊張ある関係を保ちながら、自らの権能を最大限に発揮し、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展に向けて活動しなければならない。

(監視及び評価)

第 15 条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているか監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

(政策立案、政策提言等)

第 16 条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。

2 議会は、県の出資等に係る法人の健全な運営の確保を図るために必要があると認めるときは、知事等に対し、その議決により意見を述べることができる。

(資料の提出等の要求)

第 17 条 議会は、議案等の審議等の充実を図るために必要な資料及び説明を求めることができる。

(議会活動の尊重)

第 18 条 知事等は、予算の調製又は県政に係る重要な政策等の策定若しくは変更に当たっては、議会からの政策提言等の趣旨を尊重し、その事務の執行に当たっては、当該執行に係る議会の決議等の趣旨を尊重するものとする。

2 知事等は、会派及び議員からの議会活動に必要な資料及び説明の要求については、誠実に対応するものとする。

第 6 章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第 19 条 議会は、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び提言に関する機能について、会議等における審議等の充実を図ること等により、その強化に努めるものとする。

(予算及び決算審査の充実)

第 20 条 議会は、予算及び決算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

(制度の活用)

第 21 条 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 1 項の規定による県の事務に関する調査の権限、同法第 100 条の 2 の規定に基づく専門的事項に係る調査の委託等同法に規定するその他の議会の権限に関する制度を活用するものとする。

(議会改革の推進)

第 22 条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に不断に取り組むものとする。

2 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

(議員の定数及び選挙区)

第 23 条 議会は、議員の定数及び選挙区について、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。

(米軍基地に起因する諸問題への対応)

第 24 条 議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守るため、米軍基地（沖縄県の区域内において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本

国にあるアメリカ合衆国の軍隊が同条約第6条の規定に基づき使用することを許されている施設及び区域をいう。以下同じ。)に起因する諸問題の解決促進に取り組むものとする。

- 2 議会は、米軍基地に起因する事件又は事故若しくは環境問題が発生した場合その他必要があると認める場合は、実態把握及び原因究明のため、立入調査を求めるものとする。

第7章 議会事務局の充実

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策立案に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

- 2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

- 2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとする。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

- 2 委員会、政治倫理、政務活動費、議会の議決に付すべき事件、定例会、議員定数、議会図書室等については、別に条例で定める。

(条例の見直し)

第28条 議会は、常に県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日条例第5号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日（平成25年3月1日）から施行する。

○沖縄県議会基本条例に係る検証実施要領（令和3年7月14日制定）

本要領は、沖縄県議会基本条例第28条の規定に基づき、同条例の目的が達成されているかどうかを確認するため、その検証方法及び検証結果の公表方法を定めるものとする。

1 検証の方法等について

(1) 議会改革推進会議においてまとめた中間報告をもとに、各議員ごとに検証結果をとりまとめる。

(2) 検証の進め方

- ①全28条について、1条ずつ検証を行うものとする。
- ②検証は4段階で評価するものとする。
- ③評価に際しては、その内容や理由等を記載するものとする。
- ④検証については、検証評価シートにより行うこととする。

(3) 検証内容

①【取組の評価】

- 概ね達成している（8割程度）
- 一部達成している（5割程度）
- 達成できていない（3割以下）
- 評価対象外

②【条例改正の必要性】

- 有……改正内容及び改正が必要な理由を記載する。
- 無

2 検証結果の公表について

最終報告書を議長に提出するとともに、議会ホームページに掲載する。

○議会改革推進会議委員名簿（令和4年12月20日現在）

議会改革推進会議委員長（ていーだ平和ネット）	当 山 勝 利
副委員長（立憲おきなわ）	國 仲 昌 二
委 員（沖縄・自民党）	石 原 朝 子
委 員（沖縄・自民党）	新 垣 新
委 員（日本共産党沖縄県議会議員団）	瀬 長 美佐雄
委 員（おきなわ南風）	新 垣 光 栄
委 員（公明党）	上 原 章
委 員（無所属の会）	大 城 憲 幸
委 員（会派に所属しない議員）	上 原 快 佐